第１　改正の趣旨

船員法施行規則第 53 条第 1 項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示（平成７年運輸省告示第 801 号）に定める別表（以下「衛生用品表」という。）は、船内で傷病者が発生した場合に応急処置を講じるため、船舶に備え付けるべき医薬品・医療衛生用具の最低基準を定めたものである。

今般、「衛生用品表の見直しに関するワーキンググループ報告書（令和６年３月 29 日）」において、医薬品・医療技術の進展や国際動向等を踏まえたものにするという基本的方向性の下、具体的な改正品目・数量が示されたため、所要の改正を行うものである。

第２　改正の内容

１　医薬品等の削除について（第１条関係）

国内における診療・処方や無線医療における助言の状況、医薬品等の有効性・安全性等を考慮し、船内での使用が想定されない品目は、改正告示施行日（令和６年 7 月 16 日）をもって、船舶への備付けを不要とする。削除対象となる品目は、別紙１に取消線で明示したので、参考にすること。なお、削除対象となった医薬品については、直ちに船内から廃棄する必要はなく、使用期限の到来をもって廃棄するのでよい。

２　医薬品等の追加・変更等について（第２条関係）

（１）国内における診療・処方や無線医療における助言の状況、医薬品等の有効性・安全性等を考慮し、各別表に定めるとおり、船舶に備え付ける医薬品等の追加・変更を行う。なお、変更対象となった医薬品については、直ちに変更前の医薬品を廃棄する必要はなく、使用期限の到来をもって廃棄するのでよい。

また、各別表の医薬品の記載順序は、日本標準商品分類における分類番号順に沿って整理し直した。

（２）別表第２（乙種衛生用品表）及び別表第３（丙種衛生用品表）の数量について

WHO 作成の国際船舶医療手引書(2007)及び同手引書の数量に関する補遺(2011)を考慮し、より乗組船員数に応じた数量とする観点から、乗組船員 10 人当たり（又は乗組船員数に関わらず一定）の数量にすることとした。

なお、別表第２の備考６及び別表第３の備考４に記載のとおり、乗組船員 10 人当たりの数量とは、乗組船員が 10 人以下の場合は、乗組船員 10 人とした医薬品等の数量とし、乗組船員が 10 人を超える場合にあっては、一の位の端数を切り上げた人数を、乗組船員 10 人当たりの医薬品等の数量と掛けて算出すること。

（例）別表第２「内用薬＞消化器官用薬＞健胃消化剤＞総合胃腸薬」を備え置く場合

・乗組船員数が８人の場合　→　乗組船員 10 人として算出＝17 包

・乗組船員数が 11 人の場合　→　乗組船員 20 人として算出＝34 包（17 包×２）

・乗組船員数が 27 人の場合　→　乗組船員 30 人として算出＝51 包（17 包×３）

（３）備考に追記がある医薬品について

ア　アレルギー性疾患治療剤（別表第２の備考８及び別表第３の備考５）

アレルギー性疾患治療剤には眠気を催すものがあるため、添付文書の「使用上の注意」を確認し、眠気を催す等の記載がないものを備え付けること。

イ　マクロライド系抗生物質製剤（別表第２の備考９及び別表第３の備考６）

マクロライド系抗生物質製剤には、クラリスロマイシン錠又はアジスロマイシン水和物錠があるが、両医薬品の用法用量が異なるため、クラリスロマイシン錠を備え付ける場合は乗組船員 10 人当たり 8 錠とし、アジスロマイシン水和物錠を備え付ける場合は乗組船員 10 人当たり６錠とすること。

なお、マクロライド系抗生物質製剤にはエリスロマイシンステアリン酸塩錠もあるが、国内における診療・処方における使用頻度が低いため、別紙２の「商品名例（参考)」には記載していない。

ウ　サルブタモール製剤（別表第２の備考 10 及び別表第３の備考７）

サルブタモール製剤は、保管時に洗浄・乾燥が不十分だと噴霧不良となることがあるため、乗組船員が 10 人以下である船舶であっても、最低２個備え付けること。

（４）その他

ア　日本船舶医療便覧等の参照（各別表の備考１）

衛生用品表の品名は、原則として日本標準商品分類又は一般的名称で記載されているため、医薬品の調達に当たって、具体的な商品名は、「日本船舶医療便覧（別表第３及び別表第４にあっては「小型船医療便覧」でも代用可)」を参照することを確認的に規定した。

なお、今般の改正を踏まえ、(公社) 日本海員掖済会においても「日本船舶医療便覧」の改訂を予定しているが、同便覧の改訂までは、別紙２に記載の「商品名例（参考)」を参照すること。

イ　電子機器を用いた医療衛生用具（別表第１の備考２、別表第２の備考５、別表第３の備考３及び別表第４の備考２）

電源に電池を用いる医療衛生用具等については、電池残量などの定期的な点検により、正常に作動するものであることを確認的に規定した。

３　施行期日

（１）改正告示第１条（医薬品等の削除）は、令和６年７月 16 日から施行する。

（２）改正告示第２条（医薬品等の追加・変更等）は、令和６年 10 月１日から施行する。